

家庭から出された「缶・びん・ペットボトル」 及び「大型ごみ」を無断で持ち去る行為は、 条例で**禁止**となります！ (平成23年4月から)

京都市では、家庭から出された「缶・びん・ペットボトル」と「大型ごみ」を無断で持ち去る行為は、平成23年4月から京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により禁止となります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

〈持去りを禁止する主な理由〉

- ① 市民の皆様のごみ減量・リサイクル意識の後退の防止
- ② 資源ごみ収集場所の清潔の確保
- ③ 特に大型ごみに関して適正処理を確保する必要があること



持去り対策にご協力ください！

- 資源ごみの持去り行為による騒音、ごみの散乱、不法投棄等にお困りのときは、本市までご相談ください。
- 前日からごみを出されますと、持ち去られる可能性が高くなります。地域ごとに決められた収集日当日の朝8時までにごみをお出してください。
- コミュニティ回収制度を積極的にご利用ください。
京都市では、地域の皆様のご自主的なごみの減量・リサイクルの取組を支援するため、古紙や缶・びんなどの資源物を地域で集団回収していただきますと、助成金を交付しています。
(京都市への登録が必要です。)

☆お問合せ、ご相談等につきましては、循環企画課・まち美化推進課又はお住まいの区のまち美化事務所へご連絡ください。

- 循環企画課：TEL 213-4930
- まち美化推進課：TEL 213-4960

**本市の福祉施策を
裏ページに掲載しています。**

回 覧

京都市のホームレス支援（福祉施策）について

京都市では、ホームレスの方が野宿生活から脱却し、安心して居宅生活に移行していただくことが重要であると考えています。

そこで、平成21年3月に「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、ホームレスの方が、「自らの意志に基づき安定した生活を営めること」を目標に、取組の三つの柱を定め、様々な施策を実施しています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

第2期 京都市ホームレス自立支援等実施計画

【目 標】 ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること

【取組の三つの柱】

- 1 総合的な支援
- 2 自立支援施策の推進
- 3 居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解

〈ホームレスの方への主な支援項目〉

（平成23年4月現在）

生活相談	○寝起きされている地域を担当する福祉事務所において、保健、医療、就業、居宅など各種相談・援護を行っています。
食糧支援	○下京福祉事務所でパン、牛乳の支給を行っています。
無料法律相談	○借金など負債を抱えている人の問題等を解決するため、月1回京都弁護士会への委託により無料法律相談を行っています。
宿泊援護	○簡易旅館の借上げを行い、1週間単位で宿泊、食事、入浴などの提供を行っています。
入浴・洗濯等の提供	○施設の入所者以外の人に対して、毎週火曜日に入浴及び洗濯等のサービスを行っています。
自立支援事業	○「京都市自立支援センター」において、就労による自立意欲と能力がある人を対象に求職活動の拠点となる宿泊場所の提供、就職活動のアドバイス等の就労支援を行っています。
能力活用推進事業	○常用雇用による自立が直ちに困難な人に対して、職業訓練的な職種の開拓や情報収集・情報提供を行っています。
訪問相談事業	○相談員が、寝起きされている場所を訪問のうえ、抱えている問題を把握し、必要な援助が受けられるよう支援を行っています。 ○健康面での不安がある場合には、保健師・看護師等の資格を有する相談員による健康相談も行っています。

☆ 生活困窮に関するご相談は！

お住まいの地域を担当する福祉事務所にて、市民の皆様のご相談をお受けします。
ご相談がある方は、お問い合わせください。



福祉施策に関するお問合せ先 保健福祉局地域福祉課 ☎251-1175

発行：京都市環境政策局循環型社会推進部循環企画課
平成23年3月 京都市印刷物 第225054号